

役職員倫理規程

平成27年4月1日

規程第8号

改正 平成27年10月1日規程第32号

平成28年4月1日規程第48号

平成29年3月30日規程第77号

令和2年3月26日規程第13号

令和4年3月18日規程第16号

令和4年3月24日規程第29号

目次

第1章 総則(第1条～第4条)

第2章 禁止行為等(第5条～第12条)

第3章 実行体制(第13条～第18条)

第4章 贈与等の報告(第19条)

第5章 雑則(第20条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の役員及び職員等(以下「役職員」という。)が遵守すべき事項等を定めることにより、職務執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって機構の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(倫理行動規準)

第2条 役職員は、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 機構が遂行する業務の公共性を自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等、国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (2) 常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- (3) 職務の執行に関し、その職務の相手方から贈与等を受けることなど国民の疑惑や

不信を招くような行為をしてはならない。

(4) 職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みなければならない。

(5) 勤務時間外においても、自らの行動が機構業務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(役職員)

第3条 この規程において「役職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 役員(非常勤の監事を除く。)

(2) 定年制職員

(3) 無期雇用転換職員

(4) 任期制職員

(5) 機構と雇用契約を締結している者(非常勤の科学技術顧問を除く。)及びそれに準じる者

(定義)

第4条 この規程において「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、外国政府若しくは国際機関又はこれらに準じるものに勤務する者(当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準じるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。)を除く。

(1) 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適化法」という。)第2条第4項第1号に規定する間接補助金等をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務

又は事業を行っている事業者等又は個人(第3項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等

又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(2) 売買、貸借、請負、委託その他の契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等(別に定める者を除く。以下この号において同じ。)、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(3) 出資を行う事務 機構から出資を受けて当該出資の対象となる事務又は事業を行っている事業者等、機構に出資の申込みをしている事業者等及び機構に出資の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

- 2 この規程において「事業者等」とは、法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。
- 3 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

第2章 禁止行為等

(利害関係者との接触に当たっての禁止事項)

第5条 役職員は、利害関係者との間で、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 供応接待を受けること。
 - (2) 遊技又はゴルフをすること。
 - (3) 旅行(業務のための旅行を除く。)をすること。
 - (4) 金銭、物品又は不動産の贈与(中元、歳暮、小切手、商品券、せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。)を受けること。
 - (5) 金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
 - (6) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。
 - (7) 対価を支払わずに役務の提供を受けること。
 - (8) 対価を支払わずに不動産、物品等の貸与を受けること。
 - (9) 未公開株式を譲り受けること。
 - (10) 利害関係者を介して、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 次に掲げる場合に限り、前項の適用を除外することができる。
- (1) 宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数のものが出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該関係業者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)

(5) 職務として出席した会議その他の会合において利害関係者から茶菓の提供を受けること。

(6) 多数のものが出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

(7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、役職員(同項第10号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金額の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第6条 役職員は、私的な関係(役職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様に鑑み、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号(第10号を除く。)に掲げる行為を行うことができる。

2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理管理者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第7条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 役職員は、自己が行った物品、不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第8条 役職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若し

くは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

(1) 機構が直接支出する費用をもって作成される書籍等

(2) 作成数の過半数を機構において買い入れる書籍等

(役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第9条 役職員は、他の役職員の第5条又は前2条の規定に違反する行為によって当該他の役職員(第5条第1項第10号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 役職員は、倫理管理者又は上司に対して、自己若しくは他の役職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 役員及び課長相当職以上にある職員は、その管理又は監督する役職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の手続)

第10条 役職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が10,000円を超えるとときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理管理者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後速やかに倫理管理者に報告しなければならない。

(1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者ととも飲食をするとき。

(2) 私的な関係がある利害関係者ととも飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第11条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、次の各号に掲げる行為(定年制職員就業規程(平成27年規程第6号)第6条第1項第2号、無期雇用転換職員就業規程(令和4年規程第20号)第6条第1項第2号、及び任期制職員就業規程(平成27年規程第7号)第6条第1項第2号に規定する許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理管理者の承認を得なければならない。

- (1) 講演及び討論
- (2) 講習又は研修における指導等
- (3) 著述、監修及び編さん
- (4) ラジオ放送又はテレビジョン放送の番組への出演
(行政機関等との接触についての準用)

第12条 役職員が国の行政機関、地方公共団体、特殊法人及び公益法人等の役職員と接触する場合については、国民の疑惑や不信を招くようなことの防止を基本として職務上の必要性に留意しつつ、第5条から第10条までの規定を準用する。

第3章 実行体制

(違反に対する処分等)

第13条 役職員にこの規程に違反するおそれがあると認められるときは、当該役職員の上司は、倫理管理者と連絡を取りつつ、直ちに実情調査を開始するとともに、倫理管理者は、必要に応じ、総括倫理管理者に報告するものとする。

- 2 役職員に、この規程に違反する行為(以下「違反行為」という。)があったと疑うに足る相当の理由があるときは、理事長又はその命を受けた者は、総括倫理管理者又は倫理管理者と連携して、直ちに、本人からの事情聴取を行うなど実情調査を行うものとする。
- 3 違反行為があったと認められる役職員(理事長及び監事を除く。)からの辞職の申出があった場合において、当該役職員を懲戒処分につすことにつき相当の事由があると思料するときには、理事長又はその命を受けた者は、辞職の承認を留保し、倫理管理者等と連携して、必要な実情調査を行うものとする。
- 4 第2項又は前項の調査の結果、当該役職員に違反行為があったと認められる場合には、理事長は、必要な措置を厳正に行うものとする。
- 5 第2項又は第3項の調査の結果、当該職員に違反行為があったと認められ、かつ、就業規程に抵触する場合には、理事長は、その違反の程度に応じ、懲戒処分等人事管理上必要な措置を厳正に行うものとする。

(定期的な措置)

第14条 理事長は、役員及び課長相当職以上にある職員に対しては、この規程の内容について、定期的に自省自戒と率先垂範を求め、併せて相互の注意喚起を促さなければならない。

(異動に際しての措置)

第15条 理事長は、役員及び課長相当職以上にある者については、その異動に際し、新任

者に対して、この規程の内容について、自省自戒と率先垂範を求め、併せて相互の注意喚起を促さなければならない。

(総括倫理管理者及び倫理管理者の設置)

第16条 この規程に基づく綱紀粛正の的確な推進を図り、その実効を担保するため、総括倫理管理者及び倫理管理者を置く。

- 2 役員、執行役、統括役及びセンター長における総括倫理管理者は理事とし、職員における総括倫理管理者は総務部長とする。
- 3 役員、執行役、統括役及びセンター長における倫理管理者は理事とし、職員(参事役、研究総括役及びプロボストを除く。)における倫理管理者は組織規程(平成27年規程第4号)第10条に定める部室(以下「部室」という。)の長とする。
- 4 参事役、研究総括役、プロボスト及び部室の長の倫理管理者は総務部長とし、総務部長の倫理管理者は理事、理事の倫理管理者は理事長とする。

(総括倫理管理者の任務)

第17条 総括倫理管理者の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 綱紀粛正の推進に関し、倫理管理者と密接な連携を図るとともに、必要に応じ、倫理管理者に対し助言、指示を行うこと。
- (2) 倫理管理者からの報告をとりまとめ、理事長に報告するとともに、必要に応じ、講じるべき措置等について理事長に上申すること。
- (3) その他この規程の遵守の徹底を図ること。

(倫理管理者の任務)

第18条 倫理管理者の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 倫理管理対象者(以下「対象者」という。)の綱紀粛正の推進に関し、対象者に対し必要な助言、指導を行うとともに、対象者の相談に応じること。
- (2) 対象者からの届出状況等について、総括倫理管理者に報告するとともに必要に応じ、職員の上司に注意喚起すること。
- (3) 総括倫理管理者の指示を受け、この規程の遵守の徹底を図ること。

第4章 贈与等の報告

(贈与等の報告)

第19条 役員及び課長相当職以上にある職員は、事業者等から次の各号に掲げる行為を受けたとき(当該行為を受けたときにおいて役員又は課長相当職以上の職員であった場合に限る)、かつ、当該行為により受けた利益又は報酬の額が1件につき5,000円を超える場合

に限る。)は、四半期ごとに、贈与等報告書を翌四半期の初日から14日以内に総括倫理管理者に提出しなければならない。

(1) 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待

(2) 事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次項で定める報酬の支払

2 前項第2号の事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、役職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

第5章 雑則

(その他)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日規程第32号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規程第48号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規程第77号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規程第13号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日規程第16号)

この規程は、令和4年3月22日から施行する。

附 則(令和4年3月24日規程第29号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。